

令和4年度第9回  
東京都私立学校審議会（第822回）

令和5年1月18日（水）

都庁第一本庁舎42階 北塔特別会議室A

午後 3 時 1 分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 4 年度第 9 回東京都私立学校審議会を開催いたします。

本年初めての会であります。皆さん、新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員 20 名のうち 18 名でございます。開会定足数は 11 名でございますので、当審議会運営細則第 6 条により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

では、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 5 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項及び第 31 条第 2 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 5 年 1 月 18 日付、東京都知事名。

記、1、国際デュアルビジネス専門学校の目的変更認可について（台東区）外 4 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と、新たに諮問される案件 5 件の計 7 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 5 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、学校法人世田谷聖母学園の寄附行為認可及び世田谷聖母幼稚園

の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の内野委員から調査結果につきまして説明願います。

○内野委員 では、内野より説明させていただきます。

議案第1号及び第2号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案件は、世田谷区所在の世田谷聖母幼稚園の設置者を、宗教法人カトリック無原罪聖母宣教女会から学校法人世田谷聖母学園へ変更するものでございます。

去る1月5日、野上委員、私学部及び世田谷区の担当職員と私とで部会調査を実施いたしました。

世田谷聖母幼稚園は、昭和24年の設置以来、70年以上にわたり、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、カトリック教育を基盤とし、感謝と喜びを持ち、広い心で生きる子供を育成していると伺いました。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をしましてまいりました。

1つ目は、学校法人として、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明申し上げます。

これは、世田谷区所在の世田谷聖母幼稚園の設置者を、宗教法人カトリック無原罪聖母宣教女会から学校法人世田谷聖母学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人世田谷聖母学園の寄附行為認可についてご

説明いたします。

議案第1号、学校法人世田谷聖母学園設立要項をご覧ください。

名称は、学校法人世田谷聖母学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項の2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、世田谷聖母幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または三親等以内の親族は1人も含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は1人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、世田谷聖母幼稚園設置者変更要項をご覧ください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和5年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人世田谷聖母学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人世田谷聖母学園、設立代表者は星野正道氏、園長も同じく星野正道氏でございます。

経費の見積り及び維持の方法については、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第1号及び議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○加茂川委員 簡単な質問を1点お願いします。いつも同じような問題意識で恐縮なんですけど、この案件も宗教法人立から学校法人立に設置者変更がなったわけですから、大変望ましい結果になっておりますし、関係しておられます行政の担当者等のご苦労を多としたいと思います。

ちょっと教えていただきたかったのは、昭和24年から設置運営のある大変歴史のある宗教法人立の幼稚園が、これまで学校法人化ができなかったのは多分基本財産の寄附が難しかったと思うんですが、そのほかに困難であった理由が何であったのか。今回、どのような指導が効果を発

揮して学校法人化が実現できたのか、支障ない範囲でご説明いただければと思います。

○事務局 ご説明いたします。

本件につきましては、設置基準等はずもともと充足していたものでございまして、背景といたしましては、カトリック無原罪聖母宣教女会の会員自体の減少であったり高齢化というところがございまして、それを契機といたしまして、宗教法人のほうから、世田谷区に学校法人を設立して幼稚園の運営を継続したいというご相談が約1年ほど前にあったものでございます。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 結構です。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第3号は、国際デュアルビジネス専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、国際デュアルビジネス専門学校の目的変更認可申請についてご説明いたします。

国際デュアルビジネス専門学校は、昭和57年3月31日に設置認可を受けた学校ですが、このたび学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、医療及び薬業に係る学校を廃止したことに伴い、旧学則では、「本校は、学校教育法に基づき、日本版デュアルシステムを活用した教育により、観光、医療及び薬業の分野の職業に従事する者の養成を行うことを目的とする」から「本校は、学校教育法に基づき、日本版デュアルシステムを活用した教育も含め、観光に関わる分野を中心とした、実社会で活躍できる人材の育成を目的とする」に変更いたします。

学校の名称、課程(分野)の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由は、生徒数減少に伴う医療・医薬学科の廃止のためです。

設置者は、学校法人高村育英会、理事長は高村恵子氏、校長は西端茂和氏です。

経費の見積り及び維持の方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から13に記載のとおりであり、変更はありません。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

本件目的変更に係る学科廃止は、平成30年度末に行われたものです。医療・医薬学科の廃止時期からの遅れての諮問となりましたことについて、所轄庁である区市と問題意識を共有し、今後とも連携を密に対応してまいります。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第4号及び議案第5号は、学校法人山本国際学園の解散認可及び東京トランスナショナル日本語学校の廃止認可についてです。

事務局より説明願います。

○事務局 議案第4号及び議案第5号は、それぞれ関連する議案ですので、一括してご説明申し上げます。

初めに、学校法人山本国際学園の解散認可についてご説明いたします。

議案第4号をご覧ください。

学校法人の名称及び事務所の所在地は、要項1及び2に記載のとおりです。

解散の時期は、認可のあった日といたします。

解散事由は、寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決によるものです。

清算人予定者は、要項5に記載のとおり、理事長の山本啓氏ほか理事4名です。

資産の処置については、要項6に記載のとおり、校地、校舎等を処分しており、基本財産はございません。清算後に残余財産が生じたときは、私立学校法第51条第2項の規定に基づき、国庫に帰属させることといたします。

備考欄には、法人設立認可年月日等を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、東京トランスナショナル日本語学校の廃止についてご説明いたします。

議案第5号をご覧ください。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日とします。

廃止の理由は、借入金の返済困難及び生徒数の減少により、校地・校舎を処分し、学校の運営継続が困難となったためです。

設置者は、学校法人山本国際学園で、理事長は山本啓氏、校長は同じく山本啓氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、令和3年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、学校廃止（認可）の日までに全員退職します。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、東京都において保管します。

資産の処置については、冒頭ご説明差し上げたとおり、既に処分しております。

備考欄には、売却前後の校地、校舎の面積、生徒定員等を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第4号及び第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれもその認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件が2件ございます。

議案第6号及び議案第7号は、学校法人四季の森学園の寄附行為認可及び大和八幡幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

いずれも第二部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会の調査をお願いいたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は2月20日（月曜日）を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後3時19分閉会